

令和4年度 認定こども園等への 入園案内について



●申し込み・お問合せ先

役場健康福祉課 子育て支援室 ☎ 52-2111（内線370）

国の子ども子育て支援新制度では、就学前におけるお子さんの教育・保育を保障するため認定制度を導入しています。このため、認定こども園等の保育施設利用にあたっては、住所地の市町村から教育・保育の必要性の確認のための認定を受けたお子さんについて、入園の申し込みを行っています。

認定こども園めぐたまは、以下の内容で要件を定め「支給認定申請書」と「入園申込書」を同一の様式で兼用しています。

【新規入園児について】

●入所要件（令和4年4月1日現在年齢）

①3歳以上のお子さん

保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。

②満8ヶ月以上3歳未満のお子さん

保護者が、仕事や病気などのために、家庭で保育ができない状況と認められた場合（保育を必要とする場合）に入園することができます。

●申込書の配布開始と配布場所

11月5日（金）から、健康福祉課子育て支援室窓口でお渡しします。

●申込方法及び提出先

申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書）に必要事項を記入し、就労証明書など保育の必要性を証明する書類を添えて、申込受付期間内に健康福祉課に提出してください。

●受付期間 11月26日（金）～12月10日（金）

●認定結果及び入園決定通知

家庭状況（保護者に加え65歳未満の同居祖父母の就労状況等）や保護者の希望等を踏まえ、内容を審査し、必要に応じて利用調整（選考）を行います。認定結果及び入園の決定については、1月下旬～2月初旬頃に保護者にお知らせいたします。

【継続して入園する園児について】

町から支給認定を受け、すでに入園しているお子さんについては、新たに入園の申込みを行う必要はありません（ただし、3歳未満のお子さんについては、保護者の就労状況等により家庭で保育ができない状況の場合のみ、継続入園が可能となります）。

※12月中旬に園を通して「入園継続確認書」を配付いたしますので、提出をお願いします。



●子育て支援センターおひさま

▼場 所 金山町大字金山571
（町体育センター前）

▼時 間 平日（9時～11時45分、
13時15分～15時30分）

▼利用料 無料

入園前のお子さんやママたちが集まり、いろいろな遊びや交流の場を提供しています。おじいちゃんおばあちゃんも大歓迎です。お気軽にご利用ください！



旧教育研究センター用地売却の 入札を行います

▼対象者 新庄市・最上郡内に居住、
所在する個人または法人

▼所在地 新庄市千門町525番14、
10番2、10番10

▼地目 宅地

▼面積 2600.71㎡

▼最低売却価格 17,800,000円

▼申込期限 令和3年11月19日（金）

※詳細はホームページを
ご覧ください。



☎ 最上広域市町村圏事務組合総務課
2212674

女性に対する暴力をなくす運動

▼期間 11月12日（金）～25日（木）

女性に対する暴力や性犯罪、セクハラ、ストーカー行為等は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめてみましょう。

☎ 教学課 社会教育係
5212902

連合婦人会主催 リサイクル・フリーマーケット

日用品、野菜類あります。

▼日時 11月11日（木）

17時30分～18時30分

▼場所 中央公民館1階ロビー

出品等のお問い合わせは事務局までご連絡ください。

☎ 連合婦人会事務局 丹

0901953914580

訂正とお詫び

広報かねやま10月号のまちのわだいに掲載した「長寿の方の年齢に誤りがありました。令和3年9月1日時点での正しい年齢は左記のとおりとなります。訂正させていただきます。ご迷惑をおかけしましたこと深くお詫びいたします。」

正 伊藤 勇様(99) 正野 菊松様(99)
五十嵐 スチエ様(99) 須藤 タマ子様(98)
丹 タカ様(98) 高橋 ヤス子様(98)
樋渡 フシ子様(97) 今村 アサノ様(97)
小沼 佐次兵衛様(97) 柴田 キ工様(97)
岸 ヨシ様(97) 梁瀬 トモ子様(97)
大場 美智子様(97)

☎ 役場健康福祉課福祉係
5212111（内線261）

今月の納期

◆固定資産税 第4期

◆国民健康保険料 第5期

◆介護保険料 第5期

◆後期高齢者医療保険料 第5期

11月30日（火）まで

忘れずに納付しましょう。

安心安全な道路の横断を心がけましょう

自転車や歩行により、道路を横断する際は、近くに横断歩道や信号機のある交差点がある場合は、歩行者優先となる横断歩道を歩行するようにしてください。

どうしても近くにない場合は、道路の走行状況を十分に確認、注意をしたうえで横断するようにしてください。車が走行しているとき、正面から見てもどの程度スピードが出ているか判断するのはとても難しいことです。特に国道13号線など、交通量が多い道路については決して無理のない横断を心がけてください。

運転手は、横断歩道を渡る人がいる場合は必ず一時停止しましょう。

☎ 役場町民税務課
くらし安全係

☎ 52-2111（内線246）



新型コロナウイルス感染症対策 離職者応援事業

●対象者 新型コロナウイルス感染症に起因して県内の事業所を解雇・雇止めされた県内の労働者

●応援金 一人当たり5万円

●申請方法 県のホームページに掲載している申請書に必要書類を添付して、郵送で送付ください。

●申請期間 解雇・雇止めされた期間により、申請期間が異なります。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

☎ 山形県庁 産業労働部
雇用・コロナ失業対策課

☎ 023-630-2377

